

○茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会規則

平成5年5月31日

規則第14号

改正 平成10年12月28日規則第56号

平成12年3月29日規則第8号

平成22年3月26日規則第11号

平成28年6月30日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平10規則56・全改）

(所掌事項)

第2条 審議会は、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する事項その他市長が必要と認める事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

（平10規則56・追加、平28規則38・一部改正）

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 環境指導員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（平10規則56・追加）

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（平10規則56・旧第2条繰下・一部改正）

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平10規則56・旧第3条繰下・一部改正）

(専門部会)

第6条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議するため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、審議会の委員のうちから会長の指名する委員をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、調査審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(平10規則56・旧第4条線下・一部改正)

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(平10規則56・旧第5条線下・一部改正)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部資源循環課において処理する。

(平10規則56・旧第6条線下、平12規則8・平22規則11・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平10規則56・旧第7条線下)

附 則

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則 (平成10年規則第56号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。

(茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会に関する経過措置)

- 5 この規則の施行の日の前日において現に茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年茅ヶ崎市条例第1号)による委員であった者は、改正後の茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第1項に規定する委員の区分にかかわらず、改正後の同規則による委員とする。この場合において、当該委員の任期は、改正後の同規則第3条第2項本文の規定にかかわらず、同条例による任期満了の日までとする。

附 則 (平成12年規則第8号) 抄

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第11号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第38号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。